

徳島県公安委員会規則第10号

徳島県警察の特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

徳島県公安委員会委員長 北 島 義 貴

徳島県警察の特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

徳島県警察の特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年徳島県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項、第3条及び第4条第2項中「して」を「するとともに、インターネットの利用その他の方法によりこれを」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。